

【防災メモ】

～津波防災の日・世界津波の日～

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、同年6月に、津波対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「津波対策の推進に関する法律」が制定されました。その中で、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるために、11月5日を「津波防災の日」とすることが定められました。

11月5日は、1854年の安政南海地震による大津波が紀伊半島を襲った日です。その際、和歌山県にある村の郷土が、収穫したばかりの穂を積み上げた「稲むら」に火を放って、暗闇の中で逃げ遅れた村人を高台に導き多くの命を救ったという出来事がありました。この「稲むらの火」の逸話に因んで「津波防災の日」として11月5日が選ばれました。

また、日本をはじめとする世界142か国の共同提案により、平成27年(2015年)12月の国連総会において、毎年11月5日を「世界津波の日」にすることが採択され、津波防災の新たな取り組みが始まりました。

●津波から身を守るために

危険な場所を確認しよう

津波に襲われる恐れのある場所をハザードマップや周辺地形から確認しておきましょう。



津波注意

避難場所を確認しよう

津波避難ビルや津波避難場所がどこにあるか、また避難経路などを周りの人と確認しておきましょう。



津波避難ビル・津波避難場所

訓練に参加しよう

実際に避難経路をたどってみるなど、積極的に訓練に参加しましょう。



図1 津波に備えてできること(気象庁パンフレット「地震と津波」より)

●直ちに「より高いところ」を目指して逃げよう

津波はとても速いので、津波を見てから逃げたのでは間に合いません。津波は海の深いところではジェット機ぐらいの速さで襲ってきます。「車で逃げれば大丈夫」と思っていませんか?車を利用した場合、渋滞などにより円滑に避難できない恐れがあります。原則、徒歩で避難しましょう。



図2 水深と津波の速さ

●避難所ではなく目指すところは避難場所!

(気象庁リーフレット「津波防災」より)

いつどこで津波の被害に遭うか分かりません。津波から逃れるために、お住まいの地域や旅行先の「津波の避難場所」を確認しておきましょう。また、日頃から色々な場面を考えて、避難経路やいざという時の行動などを家族や周りの人と話し合っておくことが大切です。(避難所はその後の避難生活を送るための場所なので、切迫した災害の危険から逃れる避難場所とは違います。)